

会員数 404  
男 327  
女 77  
令和7. 1. 1現在

会員の皆様へ  
**事務局だより**  
第99号 令和7. 1. 9発行

公益社団法人  
香芝市シルバー人材  
センター事務局  
TEL 79-6601  
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年のご挨拶

理事長 山下精久

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新春を

お迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、香芝市当局の格別のご支援と関係機関、市民の皆様方の暖かいご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、インフルエンザ・新型コロナウイルス・マイコプラズマが流行しております。インフルエンザと新型コロナウイルスは年末年始にかけて増加局面に入っております。その対応策として、密な環境を避けて換気を行ない、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取と適度な湿度（40から60%）の保持および感染者のタオルや食器などを分けることが必要です。また、外出の際はマスクを着用し、外出後の手洗い・手指消毒を心掛けて下さい。

香芝市シルバー人材センターの会員におかれましては、健康に十分留意して仕事に邁進していただくとともに、役員は普及啓発活動と事業拡大を図り、会員諸氏の就業機会が増えるように努力して参りたく存じます。

どうか会員の皆様には、センターの『自主・自立・共働・共助』の理念をもとに、健康の保持と安全就業に心がけて、誠実で丁寧な仕事ぶりで、市民の皆様をはじめ、市当局並びに関係機関のご期待に応え、親しんでいただけるセンターづくりのために、倍旧のご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様並びにご家族のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。



◎通常理事会の開催状況について

令和6年度第6回通常理事会が11月28日、当センター会議室で理事・監事が出席して次のとおり開催されました。

【議案】

- ① 正会員入会申込者の承認について  
入会申込者10名（男9名・女1名）
  - ② 配分金見積基準価格表の改定（案）  
について
  - ③ 令和6年度収支補正予算（第2回）  
案について
  - ④ 第3次中期計画の一部変更（案）  
について
  - ⑤ 弔慰等に関する規程の一部改正（案）  
について
  - ⑥ 講師等の謝金に関する内規の一部改正（案）  
について
- 【報告事項・その他】
- ① 令和6年度事業実績（10月分）  
について
  - ② プラチナ会員申込者について
  - ③ 職員採用試験実施状況について
  - ④ その他

議案は、慎重審議の結果、いずれも議決・承認されました。

## 【ご協力ありがとうございました】

### ◆清掃奉仕活動

昨年10月19日(土)「シルバーの日」に、事務所周辺及び近鉄下田駅付近で清掃奉仕活動を行いました。  
会員さんと役員員合わせて28名の参加を頂きました



### ◆「香芝市ふれあいフェスタ」

昨年11月3日(日)に開催されました「香芝市ふれあいフェスタ」で当センターのチラシ配布や、おもちゃ遊びの提供を行いました。前回に引き続き、さつまいもやメダカの無料配布では、行列が出来るほどの賑わいでした。



## 就業中の事故に

注意して下さい

昨年、就業中の物損事故が4月に2件、5月に1件、6月に1件・8月に1件・9月に1件・10月に1件の合計7件、また人身事故が6月に1件・12月に1件などが9ヶ月の間に発生しました。会員の皆様には、「安全心得」を再確認し、事故防止に務めて頂きますようお願いいたします。

### 《安全就業の心得…みんなで守ろう10ヶ条》

- ① 作業は安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- ② 機械等を使用する際は、必ず使用前に点検すること。
- ③ 服装等は、作業に合った動きやすいものにする事。
- ④ 作業前には、軽い柔軟運動をして体をほぐすこと。
- ⑤ 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- ⑥ 作業場所は常に整理整頓を心がけること。

◆働く喜びと社会参加の輪を拓けよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

⑦共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。

⑧帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。

⑨健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。

⑩仕事の前日には、十分に睡眠をとるよう心がけること。

**【お願い】**

**①会費の納入について**

令和6年度の年会費(二,二〇〇円)は、昨年3月末日までに納めて頂くことになっていました。

未納の方は、ご足労をお掛けしますが、至急に事務局までご持参ください。

**②事務局へ電話をされるとき**

先ず、「会員の〇〇 〇〇です」とフルネームを言ってください。

会員さんとお客様との判断が難しい場合がありますので、よろしくお願います。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起こったときは、応急措置を取り、医師の診察を受け、必ずセンター事務局へ連絡してください。

センター事務局(79) 6601

**◎事業実績について**

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額(累計)が1億4,243万円で前年同月と比較して192万円、率にして1.3%の減となりました。

労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は35件で、契約金額(累計)は、2,557万円となりました。前年同月と比較して件数は2件の減ですが、契約金額は151万円の増となりました。

**就業実績(11月)**

月間就業実人員	240人	月間就業率	60.9%
1日平均就業人員	98.5人	1日平均就業時間	4.0時間
1月平均就業日数	12.3日	1月平均配分金額	66,918円

**男女別就業実人員(4月~11月)**

就業実人員 286人(男230人・女56人) 就業率 72.6%

**仕事別配分金実績(4月~11月)**

単位:円

区分	令和6年度		令和5年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	2	4,700	2	6,100	0	0.0	△1,400	△23.0
技能群	660	15,859,650	693	15,763,157	△33	△4.8	96,493	0.6
事務整理群	1	40,700	3	49,400	△2	△66.7	△8,700	△17.6
施設管理群	108	45,468,420	112	49,287,780	△4	△3.6	△3,819,360	△7.7
一般作業群	1,108	52,986,575	1,160	51,172,262	△52	△4.5	1,814,313	3.5
サービス群	33	279,740	33	324,440	0	0.0	△44,700	△13.8
その他	1	27,200			1	100.0	27,200	100.0
計	1,913	114,666,985	2,003	116,603,139	△90	△4.5	△1,936,154	△1.7

## 《 配分金収入に対する所得税（令和6年分） 》

### ◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

### ◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**令和7年3月17日（月）までに**確定申告をしていただく必要があります。 なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

### ◎『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、55万円を上限として**最低保障必要経費**が認められています。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低55万円。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（55万円）は、55万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

**【計算例示】** センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 公的年金収入 200万円
- ② 給与収入 60万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 配分金収入 83万円（実際に要した経費 30万円）

#### (1) 公的年金収入に係る計算

$$2,000,000 \text{ 円 (公的年金収入)} - 1,100,000 \text{ 円 (公的年金等の控除額)} = 900,000 \text{ 円 (A)}$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

#### (2) 給与所得（派遣賃金）にかかる計算

$$600,000 \text{ 円 (派遣賃金)} - 550,000 \text{ 円 (給与所得控除額)} = 50,000 \text{ 円 (B)}$$

#### (3) 所得金額調整控除額

$$\text{給与所得金額 (B) } 50,000 \text{ 円} + \text{公的年金等 (上記 (1)) の所得金額 (上限 10 万円) } 100,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円 (C)}$$

#### (4) 配分金に係る計算

$$830,000 \text{ 円 (配分金収入)} - 300,000 \text{ 円 (必要経費)} = 530,000 \text{ 円 (D)}$$

#### (5) 所得控除及び所得税額

$$900,000 \text{ 円 (A)} + 50,000 \text{ 円 (B)} - 50,000 \text{ 円 (C)} + 530,000 \text{ 円 (D)} = 1,430,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

$$1,430,000 \text{ 円 (所得金額)} - 480,000 \text{ 円 (基礎控除)} = 950,000 \text{ 円 (課税所得金額)}$$

$$950,000 \text{ 円 (課税所得金額)} \times 5\% \text{ (所得税率)} = 47,500 \text{ 円 (所得税額)}$$

$$\text{定率減税} \times 1 \text{ 人} = 30,000 \text{ 円 (所得税額)}$$

$$17,500 \text{ 円 (所得税額)} \times 2.1\% \text{ (復興特別所得税率)} = 300 \text{ 円 (復興特別所得税額)}$$

$$17,500 \text{ 円 (所得税額)} + 300 \text{ 円 (復興特別所得税額)} = 17,800 \text{ 円 (納税額)}$$

### ●令和2年分より次に該当する者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

適用対象者はその年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者、また所得金額調整控除額とは{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額です。

### ●定額減税の対象は令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税です。

納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行います。

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。